資料　1

# 博物館登録について

## １　登録博物館

「登録博物館」とは、博物館の設置者がその博物館の所在する都道府県または指定都市の教育委員会に対して登録を申請し、博物館法の目的を達するために必要な要件を備えていると認められた施設をいいます。

## ２　これまで登録を受けていた博物館の扱い

令和４年に博物館法が改正され、令和５年に施行されました。令和 10 年３月 31 日までの間は経過措置として、改正後の博物館法の登録を受けたものとみなされます。令和 10 年４月１日以降も引き続き博物館法上の博物館としての運営を継続希望する場合は、経過措置期間中に改めて登録申請の上、審査を受ける必要があります。

## ３　登録の手続き

仙台市教育委員会「博物館の登録等に関する規則」に定める博物館登録申請書に必要書類を添付して仙台市教育委員会あてに提出し、登録要件の審査を経て要件を満たしていると判断された場合、博物館登録原簿に登録されます。

## ４　登録に関する基準

「博物館の登録等に関する規則」には、登録の基準として様々な項目を掲げています。その要点としては、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究について基本的運営方針を定め、これに基づいて運営、実施する体制を整備していること、また同方針に基づく運営に必要な職員の配置、そして防災・防犯を含む必要な施設・設備の整備と利用者への適切な配慮がなされていることなどが挙げられます。

このうち、基本的運営方針は公表することが求められているため、今回改めて運営方針を策定し、公表したいと考えています。

※上記１～４は、仙台市 HP「仙台市教育委員会トップページ>生涯学習情報>博物館登録」を参照しています。

## ５　登録申請の予定

令和８年７月　　基本的運営方針案作成
8 月 25 日　博物館協議会臨時会で協議
11 月 24 日　博物館協議会第２回定例会で協議
12 月　　基本的運営方針を博物館ホームページ等で公開
仙台市教育委員会に登録申請